

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月6日

【会社名】 F D K株式会社

【英訳名】 FDK CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大橋 洋一

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目6番41号

【電話番号】 03(5715)7400(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 持田 健二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目6番41号

【電話番号】 03(5715)7400(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 持田 健二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 55,900,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
12,210,900,000円
(注) 行使価額が修正または調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行なわれない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	65,000個
発行価額の総額	55,900,000円
発行価格	860円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.86円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2018年8月22日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	F D K株式会社 CSR・コンプライアンス統括部 総務人事部
払込期日	2018年8月22日
割当日	2018年8月22日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店

- (注) 1 F D K株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、2018年8月6日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
- 2 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
- 4 振替機関の名称および住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 5 当社は2018年10月1日を効力発生日として、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更し、当社株式の10株を1株に併合する株式併合を行いません。詳細については、別記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 7 株式併合等の予定の有無および内容」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は65,000,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は1,000株で確定しており、株価の上昇または下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等」注記欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。 4 行使価額の下限：当初94円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。) 5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は65,000,000株(2018年3月31日現在の総議決権数279,649個に対する割合は23.24%)、交付株式数は1,000株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,165,900,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部または一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」欄第1項を参照)。
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式65,000,000株とする(交付株式数は、1,000株とする。)。ただし、本欄第2項ないし第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額が調整される場合(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合を含む。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする(なお、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号または第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額および調整後行使価額とする。) $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <ol style="list-style-type: none"> 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

	<p>4 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号または第(5)号による行使価額または下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額または下限行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行なうときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行なう旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行なうことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行なう。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初187円とする。ただし、行使価額は本欄第2項または第3項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 「下限行使価額」は、94円(ただし、本欄第3項の規定を準用して調整される。)とする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行なわれる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行なう場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度にもとづき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日または株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日または株主確定日(基準日または株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものととして本 を適用する。ただし、当社またはその関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員または使用人にストックオプション制度にもとづき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして(なお、単一の証券(権利)に複数の取得価額または行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得されまたは行使されたものとみなす。)、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日または株主確定日(基準日または株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券(権利)または新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項にもとづく取得または行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得または行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日または株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日または株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日または株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行なわない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日または株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日または株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日または株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行なわないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行なう。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。)</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号にもとづく調整後の行使価額を初めて適用する日が別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定める行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額および下限行使価額の調整を行なう。</p> <p>(6) 本項第(1)号ないし第(5)号により行使価額の調整を行なうとき(下限行使価額のみが調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行なうことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行なう。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>12,210,900,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項または第3項により、行使価額が修正または調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行なわれない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2018年8月23日から2021年8月31日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由および取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条および第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行なうものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割を行なうこと、または当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、60連続取引日(ただし、終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)が下限行使価額を下回った場合、当該60連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記60連続取引日の間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該60連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行なうに際して、別記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリットおよびデメリットがある中で、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)より提案を受けた「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券」および別記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (1) 資金調達方法の概要」に記載の本資金調達は、別記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の方法の特徴)」に記載のメリットがあることから、別記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の方法の特徴) 本新株予約権のデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本新株予約権の発行による資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権により資金調達することといたしました。

(資金調達目的)

当社グループは、当社、親会社、子会社15社、関連会社1社および当社と継続的で緊密な事実上の関係のある関連当事者1社で構成されております。当社、子会社、関連会社は、乾電池・充電電池およびエレクトロニクス関連の素材・部品とそれらの応用製品の製造および販売を主な事業内容としております。

I o T、モビリティ社会の急速な進展により、あらゆるものの電子化・電装化が進み、電気エネルギーを賢く利用する技術、サービスがますます求められる時代が到来しています。

このような環境の下、当社グループの属する電池、エレクトロニクス業界は、大きな事業機会を迎えており、その中で、業界トップクラスのニッケル水素・アルカリ・リチウムの各電池をはじめとした素材からの開発に強みを有する電池技術と、蓄積された回路技術およびパワーエレクトロニクス技術を結集させ、電気エネルギーを効率的に利用する技術でグローバルに社会貢献する「スマートエナジーマネージャー」としてお客様に“ One FDK ”でサービス・価値を提供してまいります。

当社グループは、ニッケル水素電池、アルカリ電池およびリチウム電池の電池3事業に電源バックアップ・蓄電システム等のシステム事業をバッテリーソリューションとして一体化し、家電、電源バックアップ、車載アクセサリといった従来の市場に加え、今後特に発展が見込めるI o T市場、モビリティ市場、5 G通信・再生エネルギー蓄電等の社会インフラ市場を新たなターゲット市場とし、新たな事業の柱の創出を目指しております。

かかる成長戦略の実行に向けた、当社の主な課題および取り組み事項は下記のとおりです。

- 高い安全性と高エネルギー密度を有する小型全固体電池の新規開発・事業展開
- 当社のニッケル水素電池の特徴である低温から高温までの広い稼働温度領域と寿命予測技術を有した大型ニッケル水素電池の新規開発・事業展開および大型ニッケル水素電池等を使用した新たな蓄電システムの開発・事業展開
- 薄形リチウム二次電池および空気電池等の次期戦略製品の開発
- 各新規開発製品の量産体制の構築、および既存製品の性能・品質向上、さらなる合理化・効率化への対応
- 借入金の返済による財務基盤強化

当社は、この様な取り組みを通じた事業成長を推進するためには資金調達が必要であるという結論に至り、下記、「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行ない、その1つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めておりました。本新株予約権は、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、当社の判断により、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる行使停止指定条項にもとづく、株価動向等を見極めた資金調達が可能であり、当社の資金需要にも即した資金調達方法と考えております。当社は、当該資金調達により、当社の中長期成長を牽引する小型全固体電池や大型ニッケル水素電池をはじめとする新規製品開発に向けた研究開発資金、新規開発製品の量産体制の構築および既存製品の性能・品質向上等に向けた設備投資資金を確保するとともに、借入金の返済により財務体質の強化を図り、急激な環境変化に伴う事業拡大機会を確実に捕捉する強固な経営基盤を確立することができるものと考え、本新株予約権により資金調達することとしました。調達資金の具体的な使途については、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおりです。

当社は、新株予約権を活用した本資金調達の達成が将来的な企業価値の向上に繋がり、既存株主をはじめとする各ステークホルダーの利益に資するものと考えております。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がS M B C日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割当て(以下「本資金調達」といいます。)、S M B C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はS M B C日興証券との間で、金融商品取引法にもとづく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約および以下の内容を含んだファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結する予定です。

(本ファシリティ契約の内容)

本ファシリティ契約は、当社とS M B C日興証券との間で、以下のとおり、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項、買取義務等について取り決めるものであります。

S M B C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務および任意行使

S M B C日興証券は、行使可能期間中、下記記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、S M B C日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

当社による行使停止要請通知(行使停止指定条項)

S M B C日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知(以下に定義します。)があった場合、行使停止期間(以下に定義します。)中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行なうことができます。具体的には、以下のとおりです。ただし、当社の発行する株式、新株予約権または新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時または中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- ・当社は、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」といいます。)として、行使可能期間の間の任意の期間を指定することができます。
- ・当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日までに、S M B C日興証券に通知(以下「行使停止要請通知」といいます。)を行ないます。なお、当社は、行使停止要請通知を行なった場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- ・行使停止期間の開始日および終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- ・当社は、S M B C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知(以下「行使停止要請撤回通知」といいます。)を行なうことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請撤回通知の対象となる行使停止要請通知について、行使停止要請撤回通知が行なわれた日(当日を含みます。)から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間の終了日(当日を含みます。)までの期間が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行なった場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

当社による本新株予約権の買取義務

当社は、2021年8月31日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の過度な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、および長期的に安定した財務基盤を維持することが可能な資金調達を行なうことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、または公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討しました。今回の資金調達は、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図ることを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能な、当社の資金需要にも則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、S M B C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行および本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

本ファシリティ契約は、別記「(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とS M B C日興証券との間で、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達および資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、上記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は65,000,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら長期的に安定した財務基盤を維持することが可能であると考えられます。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るS M B C日興証券からの提案内容ならびに以下に記載する「(本資金調達の方法の特徴)」および「(他の資金調達方法との比較)」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

(本資金調達の方法の特徴)

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使に関する努力義務および行使停止指定条項

本ファシリティ契約にもとづき、行使可能期間中、() S M B C 日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達および資本増強が図られます。加えて、()行使停止指定条項により、当社は、当社の判断により S M B C 日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、S M B C 日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は65,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数279,649個(2018年3月31日現在)に対する希薄化率は23.24%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を94円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額)に設定しました。

割当予定先との約束事項

当社は、S M B C 日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行および本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、()残存する本新株予約権の全てが行使された日、()当社が本新株予約権の発行要項にもとづき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付した日、() S M B C 日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日または() 2021年8月31日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C 日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式および当社の株式を取得する権利または義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債および取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行または売却(ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権もしくは取得請求権の行使または取得条項の発動によるものを除きます。)を行なわないこと、ならびに上記の発行または売却を実施することに係る公表を行なわないことに合意する予定です。

譲渡制限

S M B C 日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項上、本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められております。

- (ア)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条および第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行なうものとします。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (イ)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割を行なうこと、または当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)等で承認決議をした場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (ウ)当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(工)当社は、本新株予約権の発行後、60連続取引日(ただし、終値のない日数を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)が下限行使価額を下回った場合、当該60連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(カ)のようなデメリットがあります。

- (ア)本新株予約権による資金調達は、S M B C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、別記「2 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」に記載された差引手取概算額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ)本新株予約権は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、S M B C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても別記「2 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」に記載された差引手取概算額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ)第三者割当方式という当社とS M B C日興証券のみの契約であるため、資金調達を行なうために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。
- (エ)本ファシリティ契約において、S M B C日興証券は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達および資本増強が進まず予定どおり達成されない可能性があります。加えて、株価が下限行使価額を一定期間下回った場合は、発行価額にて取得され、資金調達および資本増強が実現されません。
- (オ)最大希薄化株数が限定された場合においても、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化を確定させることができません。
- (カ)当社は、2021年8月31日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行なうことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行なうことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成およびコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「M S C B」といいます。)は、M S C Bの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性および希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることと考えられます。

借入により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、長期的に安定した財務基盤の確立を図るといった目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行なわれることにより行なわれる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行なわれ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 7 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権および本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
12,210,900,000	10,000,000	12,200,900,000

(注) 1 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正または調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加または減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行なわれない場合または当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
中長期成長を牽引する新規製品開発に向けた研究開発費用	2,900	2018年9月～2021年3月
新規開発製品の量産体制の構築、および既存製品の性能・品質向上、さらなる合理化・効率化に向けた設備投資	7,200	2018年9月～2021年3月
財務構造の健全化を目的とする短期借入金の返済	2,100	2018年9月～2019年3月
合計	12,200	

中長期成長を牽引する新規製品開発に向けた研究開発費用

当社は、潜在的ニーズを捉えた材料・デバイス開発、フロントローディング設計(設計の上流(初期)でより多くの想定される課題や懸念点を考慮してモノを設計することにより、製品になってから、もしくは製品に近くなった段階での設計のやり直しとなることを未然に防ぐ設計思想)、将来に向けた次世代技術の構築に関する研究開発および新規開発製品の生産技術の確立を行なっております。

具体的には、今後特に発展が見込めるIoT市場、モビリティ市場(急速に電子化・電装化が進む移動手段(鉄道、車両、交通等)およびサービスに関わる市場)、5G通信・再生エネルギー蓄電等の社会インフラ市場といった新たなターゲット市場へ向けた、小型全固体電池や大型ニッケル水素電池、蓄電システム等新規技術の研究開発を戦略的に進め、新たな事業の柱の創出を目指しております。

このうち小型全固体電池については、株式会社富士通研究所と共同で正極材料として高エネルギー密度を有する「ピロリン酸コバルトリチウム」を開発し、電池のサンプル展開に向けた開発を進めている他、高電圧、高容量等の特性向上の研究開発を進めており、商品化に向けてこれを加速化、および量産技術の確立を加速化する計画です。

大型ニッケル水素電池については、特殊車両や社会インフラ市場向け等、当社のニッケル水素電池の特徴である低温から高温までの広い稼働温度領域や寿命予測技術を活かして、用途に合わせた開発を進めております。また蓄電システムについては、ニッケル水素電池を含む電池技術、大型ラック設計技術やセンサーデバイス技術等を活用した新たなシステムの開発を進めており、量産を目指しております。

本調達資金の一部については、これらの研究開発に充当する予定です。

新規開発製品の量産体制の構築、および既存製品の性能・品質向上、さらなる合理化・効率化に向けた設備投資

新規開発製品の他社に先駆けた市場投入に向けた量産体制の早期構築、既存製品のさらなる性能向上およびお客様の新たな要求に応える品質の実現、より一層の合理化・効率化に対応した生産体制を構築してまいります。

本調達資金の具体的な充当先としては、当社の高崎工場、鳥取工場、鷺津工場および湖西工場ならびに株式会社F D KエンジニアリングおよびPT FDK INDONESIAにおける電池製造設備等への設備投資に充当する予定です。なお、株式会社F D KエンジニアリングおよびPT FDK INDONESIAにおける設備投資については、当社からの投融資を通じて充当する予定です。

財務構造の健全化を目的とする短期借入金の返済

本調達資金は、中長期成長を牽引する新規製品開発に向けた研究開発費用や新規開発製品の量産体制の構築、および既存製品の性能・品質向上、さらなる合理化・効率化に向けた設備投資への充当を優先すべきと判断する一方で、自己資本比率をはじめとする財務の健全性を示す指標を高めることも重要であると考えます。運転資金の一部として調達していた借入金の返済に充当し、借入金の圧縮を図ることで、金利負担コストを軽減し、財務構造の健全化を進め、経営基盤を強化してまいります。

- (注) 1 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
- 2 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施または事業計画の見直しを行なう可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、「中長期成長を牽引する新規製品開発に向けた研究開発費用」および「新規開発製品の量産体制の構築、および既存製品の性能・品質向上、さらなる合理化・効率化に向けた設備投資」の実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金用途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や既存の調達資金の資金用途を変更し活用すること等を検討する可能性があります。
- 3 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の用途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行なわれた場合には、「財務構造の健全化を目的とする短期借入金の返済」に追加充当する予定です。

なお、当社グループの設備投資計画は、2018年8月6日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については2018年6月30日現在)、以下のとおりであります。

当社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定日	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了予定日
高崎工場 (群馬県高崎市)	電池事業	電池製造設備	3,706	0	自己資金、借入金、 ファイナンス・リース、 新株予約権の発行および 行使による調達資金	2018年4月	2021年3月
鳥取工場 (鳥取県岩美郡岩美町)	電池事業	電池製造設備	2,089	0	自己資金、借入金、 新株予約権の発行および 行使による調達資金	2018年4月	2021年3月
鷺津工場 (静岡県湖西市)	電池事業	電池製造設備	1,122	0	自己資金、借入金、 新株予約権の発行および 行使による調達資金	2018年4月	2021年3月
湖西工場 (静岡県湖西市)	電池事業 電子事業	電池製造設備 電子部品製造 設備	1,504	0	自己資金、借入金、 新株予約権の発行および 行使による調達資金	2018年4月	2021年3月

国内子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定日	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了予定日
(株)FDKエンジニアリング (静岡県浜松市北区)	電池事業	電池製造設備 の製作設備等	333	299	自己資金および当社 からの投融資資金	2017年4月	2021年3月

在外子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定日	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了予定日
PT FDK INDONESIA (インドネシアブカシ市)	電池事業	電池製造設備	656	0	自己資金、当社からの 投融資資金および ファイナンス・リース	2018年4月	2021年3月
XIAMEN FDK CORPORATION (中国福建省)	電池事業 電子事業	電池製造設備 電子部品製造 設備	413	0	自己資金	2018年4月	2021年3月
SUZHOU FDK CO.,LTD. (中国江蘇省)	電子事業	電子部品製造 設備	339	0	自己資金	2018年4月	2021年3月

(注) 1. 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

2. 「当社からの投融資資金」には、上記「(2) 手取金の使途 新規開発製品の量産体制の構築、および既存製品の性能・品質向上、さらなる合理化・効率化に向けた設備投資」記載の資金を含んでおります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要	
名称	S M B C 日興証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表者の役職および氏名	取締役社長 清水 喜彦
資本金	100億円
事業の内容	金融商品取引業等
主たる出資者およびその出資比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%

提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2018年6月30日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2018年6月30日現在)	82,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社はS M B C 日興証券以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、S M B C 日興証券より提案を受けた本資金調達の手法およびその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、S M B C 日興証券が別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「(1) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、S M B C 日興証券への割当てを決定しました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるS M B C 日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行なわれるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は65,000,000株です(ただし、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、S M B C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

S M B C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、S M B C日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却または適時売却を行なう方針であることを口頭で説明を受けております。

当社とS M B C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めにもとづき、M S C B等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行なうことができない旨その他の同施行規則第436条第4項および第5項に規定する内容を定める予定です。

当社はS M B C日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行および本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、()残存する本新株予約権の全てが行使された日、()当社が本新株予約権の発行要項にもとづき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付した日、()S M B C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日または()2021年8月31日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式および当社の株式を取得する権利または義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債および取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行または売却(ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権もしくは取得請求権の行使または取得条項の発動によるものを除きます。)を行なわないこと、ならびに上記の発行または売却を実施することに係る公表を行なわないことに合意する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるS M B C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2018年3月期決算短信に記載されている2018年3月31日現在の連結財務諸表等から十分な現預金およびその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者としての登録を行ない、監督官庁である金融庁の監督および規制に服しております。また、割当予定先は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行なうことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠およびその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約および本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の860円としました。なお、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動、割当予定先の株式保有動向ならびに割当予定先の株式処分コスト等を考慮した一定の前提を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、当初行使価額は、現状の当社株価の水準等を勘案し、2018年8月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としました。

これらの結果、当社監査等委員会から、監査等委員会全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数279,649個(2018年3月31日現在)に対して23.24%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間(2015年8月から2018年7月まで)の1日当たりの平均出来高は2,394,525株であり、直近6か月間(2018年2月から2018年7月まで)の同出来高においても、960,293株となっており、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数65,000,000株を行使期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約88,076株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使および売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、また、割当予定先として選択したS M B C日興証券との間で、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であることに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

また、本新株予約権および本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	202,954,222	72.57	202,954,222	58.89
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	60,000	0.02	65,082,000	18.88
富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号	3,395,095	1.21	3,395,095	0.99
本田 清隆	東京都杉並区	1,181,000	0.42	1,181,000	0.34
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,084,000	0.39	1,084,000	0.31
F D K取引先持株会	東京都港区港南一丁目6番41号	1,062,390	0.38	1,062,390	0.31
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	632,400	0.23	632,400	0.18
安東 延幸	神奈川県横浜市泉区	611,000	0.22	611,000	0.18
大五運送株式会社	静岡県浜松市西区坪井町4493-2	607,000	0.22	607,000	0.18
辻 英良	大阪府豊中市	600,000	0.21	600,000	0.17
計		212,187,107	75.88	277,209,107	80.43

- (注) 1 割当前の「所有株式数」および割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
- 2 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」および「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 4 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、割当予定先であるS M B C日興証券は、割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無および内容】

単元株式数の変更および株式併合

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを要請しています。

これを受け、当社は、2018年5月31日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定にもとづき、当社株式の単元株式数の変更および定款変更について決議するとともに、第89回定時株主総会での承認を条件に、投資単位の維持を目的とし、当社株式の10株を1株に併合する株式併合を行なうことを決議し、同株主総会で承認可決されました。

(1) 単元株式数の変更

変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更します。

変更予定日

2018年10月1日(月)

単元株式数の変更は、2018年10月1日を予定していますが、株式売買後の振替手続きとの関係で、東京証券取引所における100株単位での売買開始日は、2018年9月26日となります。

(2) 株式併合

併合の内容

(ア)併合する株式の種類

普通株式

(イ)併合の割合および効力発生日

2018年10月1日を効力発生日とし、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式10株につき1株の割合で併合します。

(ウ)併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2018年3月31日現在)	280,363,026株
株式併合により減少する株式数	252,326,724株
株式併合後の発行済株式総数	28,036,302株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合にもとづき算出した理論値です。

(エ)効力発生日における発行可能株式総数

51,000,000株(併合前は510,000,000株)

併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満のみ保有	261名 (1.90%)	1,418株 (0.00%)
10株以上	13,510名 (98.10%)	280,361,608株 (100%)
合計	13,771名 (100%)	280,363,026株 (100%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行なった場合、10株未満のみ所有の株主261名(所有株式数の合計1,418株)は、株主としての地位を失うこととなります。

1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにもとづき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて交付します。

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 第89期(自2017年4月1日 至2018年3月31日)2018年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日)2018年8月6日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年8月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(2018年8月6日)までの間において生じた変更および追加すべき事項が生じております。当該変更および追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本届出書提出日(2018年8月6日)現在において変更の必要はないと判断しております。

「事業等のリスク」

当社グループの事業展開上のリスクについて、投資家の判断に影響をおよぼす可能性が考えられる主な事項については、以下の内容が挙げられます。当社グループは、リスクマネジメント部門を中心として、これらのリスクの発生の可能性を認識・評価したうえで、リスクの回避・軽減を判断し、発生した場合には影響の極小化のための対応に努める所存であります。

なお、以下の内容は、当社グループの全てのリスクを網羅するものではありません。また、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日(2018年8月6日)現在において当社グループが判断したものであります。

(中略)

(21) 株式の希薄化リスクについて

当社は、2018年8月6日付の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権の発行を決議いたしました。

上記の新株予約権の目的となる普通株式は合計65,000,000株であり、当社の発行済普通株式総数(2018年3月31日現在の発行済株式総数)の23.18%を占めております。当該新株予約権が全て行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

F D K 株式会社 本店
(東京都港区港南一丁目6番41号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし